

# 通関業務料金表の掲示確認してください

< 掲示例 >

通関業務料金表	
単位：1件当たり	
業務の種類	料金
輸出申告	¥5,000
輸入申告	¥5,000
その他の申告	¥5,000
割増料	5割



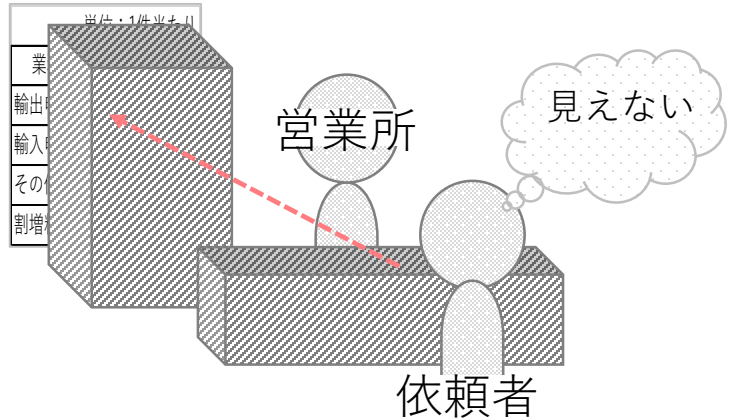
通関業務  
料金表はこちら

通関業務  
料金表はこちら

<https://○○○>

**注**

掲示している料金表（もしくは掲載先のHPのアドレスや二次元コード）、見やすいですか？

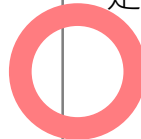


**注** その料金表H29.10月改正前のものではないですか？

財務大臣が  
定める額



通関業者が  
定める額



通関業法第18条：通関業者は、通関業務（第7条に規定する関連業務を含む。）の料金の額を営業所において**依頼者の見やすいように**掲示しなければならない。

通関業法基本通達18-1：法第18条の規定により掲示する料金の額は、依頼者に対する透明性を確保する観点から、**依頼者にとって分かりやすいものでなければならない**。また、当該料金の額については、支払額に係る予見可能性を確保するために、貨物の特性、取扱規模等の事情により料金に**割増・割引**が生じる場合等についてはその適用がある旨を、当該料金の額に含まれない**実費**を別途請求する場合についてはその旨を記載したものでなければならない。

通関業法基本通達18-2：（略）また、通関業者が当該料金の額の掲示について、**インターネット上で閲覧を可能とする方法により行う場合**（営業所において料金の額を表示する方法により行わない場合に限る。）には、当該通関業者に対し、当該**料金の額を掲載したホームページのアドレス（二次元コードを含む。）**を営業所において依頼者に見やすいように**掲示**することを求めるものとする。

